

## 今月のテーマ

# 免税事業者が課税事業者となった場合の所得への影響

インボイス制度の導入まで残り4ヶ月となりました。インボイス発行事業者（課税事業者）となることで新たに消費税の納税負担が生ずる事業者もいらっしゃいますが、免税事業者から課税事業者となることで、法人税、所得税の課税所得にも影響が生じることになります。消費税納税額以外にも経理処理の変更等があった場合には注意が必要です。

### 1. 経理処理の変更があった場合

免税事業者の場合は税込経理方式しか認められていないため、法人税、所得税の課税所得の計算にあっては全て税込金額を用いることとなりますが、課税事業者となったことで税抜経理方式を採用する場合もあるかもしれません。両方式では主として下記の取扱いが異なります。

項目	税込経理方式	税抜経理方式
納付する消費税等	損金の額又は必要経費に算入	所得に影響なし
還付される消費税等	益金の額又は総収入金額に算入	所得に影響なし
資産の取得価額	税込金額	税抜金額
	少額減価償却資産、一括償却資産、少額の繰延資産等の金額判定は、適用している経理方式により判定する	
資産に係る控除対象外消費税額等	—	下記のいずれかを適用 ①当該資産の取得価額に算入 ②一定の要件を満たす場合には、損金の額又は必要経費に算入 ③「繰延消費税額等」として資産計上し、5年で償却
交際費の損金不算入（法人税）	税込の交際費等の額を基に損金不算入額を計算	税抜の交際費等の額に、交際費等に係る控除対象外消費税額等の額に相当する金額を加えて損金不算入額を計算

### 2. インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理

国税庁から公表されている「消費税法等の施行に伴う法人税（所得税）の取扱いについて14の2」では、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした消費税等の額に相当する金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて課税所得金額を計算することとされています。インボイス制度導入後は、原則として、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、税務上、仮払消費税等の額はないこととされているためです。

例えば、インボイス発行事業者以外の者から器具備品を税込110万円（うち仮払消費税10万円）で購入して、税抜経理方式により「器具備品100万円 仮払消費税10万円」と処理したとしても税務上の取得価額は110万円として減価償却を行う必要があります。上記1表中の「資産に係る控除対象外消費税額等」の取扱いは認められていません。なお、経過措置の適用により80%部分（8万円）の仕入税額控除が認められる場合には、残りの20%部分（2万円）が器具備品の取得価額に含まれることになり、「資産に係る控除対象外消費税額等」として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

## 今月のテーマ

# 免税事業者が課税事業者となった場合の所得への影響

インボイス制度の導入まで残り4ヶ月となりました。インボイス発行事業者（課税事業者）となることで新たに消費税の納税負担が生ずることになる事業者もいらっしゃいますが、免税事業者から課税事業者となることで、法人税、所得税の課税所得にも影響が生じることになります。例えば、売上金額が770万円（消費税10%課税取引）、損金又は必要経費となる費用等の金額が530万円（うち消費税10%課税取引330万円）の場合の課税所得は、それぞれ次の通りとなります。

### 1. 免税事業者の課税所得

免税事業者は消費税の納税義務がありませんので、売上金額770万円－費用等の金額530万円＝課税所得240万円となります。経理処理としては税込経理方式しか認められておらず、売上金額又は費用等の金額に消費税等相当額が含まれていたとしてもその金額を考慮する必要はありません。

### 2. 課税事業者の課税所得

経理処理として税抜経理方式と税込経理方式のいずれかを採用することになりますが、課税所得の計算にあたり、いずれの方式を採用したとしても本事例では課税所得は同額になります。例えば仕入控除税額の計算を原則課税（全額控除）で行う場合の課税所得は次の通りです。

経理処理	売上金額	費用の額	消費税等納税額	課税所得
税抜経理	700	500	40（注1、2）	200
税込経理	770	530	40（注1、3）	200

（注1）課税売上に係る消費税等70－課税仕入に係る消費税等30＝消費税等納税額40

（注2）税抜経理の場合は、課税所得に影響しない

（注3）税込経理の場合は、損金又は必要経費に算入する

なお、簡易課税又は2割特例（免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により課税事業者となった場合の納付税額を売上に係る消費税額の2割とする優遇措置）を適用している場合には上記表中の消費税等納税額が変わりますが、いずれを適用したとしても、その納税額に相当する金額につき課税所得も変わることになります。

### 3. 両者の比較

	売上金額	費用の額	消費税等納税額	課税所得	法人税等納税額
免税事業者	770	530	—	240	72
課税事業者 （税込経理）	770	530	40	200	60

免税事業者から課税事業者となった場合には消費税等の納税額が増える一方で、法人税又は所得税の課税所得はその分だけ減少します。法人税等（地方税含む）の税率を30%とすると法人税等の税負担減少額は $40 \times 30\% = 12$ となり、消費税等の増加分40と合わせると税負担の増加は28になります。単純に消費税納税額分40のキャッシュアウトになるわけではありませんので、免税事業者のときと比べてどれほどキャッシュが減少することになるか、消費税等だけではなく法人税、所得税、地方税も含めたところでの影響を検討する必要があると思われます。